

いじめ発見のチェックシート

校内編	
登校時	<input type="checkbox"/> 朝早く登校する。または、遅く登校する。 <input type="checkbox"/> 一人で登校したり、友達と登校していても少し離れたりしている。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返す、欠席も目立つ。
授業・学級活動等の時間	<input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> 成績が急に下がり始める。 <input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員、代表人物等に選ばれる。 <input type="checkbox"/> 教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやり取りがあったりする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループのメンバーと一緒にいないようにしている。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃぐ。逆に、周りの様子を気にし、おどおどしている。 <input type="checkbox"/> 教室や図書室等で、一人で過ごしている。 <input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろろしたり、用がないのに職員室で過ごそうとしたりしている。 <input type="checkbox"/> 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる。 <input type="checkbox"/> 他の児童・生徒から避けられている。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校が早い。または、用がないのにいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 昇降口や校門付近でうろろしている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘等を紛失する。
その他	<input type="checkbox"/> 給食時、机が離され、一人で食べている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、他の児童・生徒と離れて掃除や片付け等をしている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、椅子や机を運ばれなかったり、放置されたりしている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休むようになったり、急に辞めたいと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、それを隠そうとする。
家庭編	
朝(登校前)	<input type="checkbox"/> なかなか起きてこない。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 食事を拒否したり、黙って食べたりする。
夕方(下校後)	<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマホの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を要求する。 <input type="checkbox"/> 親しい友達と遊ばなくなる。
夜	<input type="checkbox"/> 家族との会話が少なくなる。 <input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。 <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話、スマホを気にする。

※c4th書庫に格納しています。学校の実態に応じて、ご活用ください。

◎教員対象◎

いじめ防止研修資料

いじめに苦しむ子どもを救うために

いじめはどの学校でも起こり得るものであり、関わった子どもも大人も苦しめる重大な問題です。また、それらを巡る対応に追われて心身共に疲弊している教員もいます。本資料は、いじめを未然に防ぐこと、いじめ発生により苦しむ子どもを救うこと、いじめ発生後の対応を教員が適切に行うことを目的に作成しました。作成に当たっては、様々な立場の教員の声を参考にしています。本資料を学校全体で共有し、いじめに関する校内研修の充実を図っていただくようお願いします。

校内研修における本資料の扱い

- ①、②ページ「いじめに関する事例」
事例を熟読し、不適切な対応等にマーキングするなどした上で、改善策を話し合しましょう。また、好事例における参考となる対応についても自校の取組と比較するなどして、話し合しましょう。各事例が以下の「いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント」のどのポイントに関連しているかも考えてみましょう。
- ③、④ページ「区内学校の取組」
区内学校の取組を参考にして、自身や担当する学年、自校における現在の取組を「未然防止」「早期発見」「早期対応」に分けて4ページの白枠に書き出し、意見交流を行った上で、今後の取組について共通理解を図りましょう。
- ⑤、⑥ページ「参考資料」
東京都や練馬区がいじめ防止等に関する参考資料です。自校の取組状況を評価するとともに、今後の重点等について共通理解を図りましょう。

練馬区の基本姿勢

- いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校(園)においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

- 1 軽微ないじめも見逃さない
＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞
- 2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞
- 3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
＜学校教育相談体制の充実＞
- 4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
＜いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成＞
- 5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
＜保護者との信頼関係に基づく対応＞
- 6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
＜地域、関係機関等との連携＞

いじめに関する事例

事例を熟読し、不適切な対応等にマーキングするなどした上で、改善策を話し合しましょう。また、好事例における参考となる対応についても自校の取組と比較するなどして、話し合しましょう。そして、自身の対応についても振り返り、他の先生方と意見交流しましょう。各事例が表紙や以下の「いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント」のどのポイントに関連しているかも考えて□にポイントを記入しましょう。

いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

- 1 軽微ないじめも見逃さない ————— <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>
- 2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む<「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>
- 3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す ————— <学校教育相談体制の充実>
- 4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする ————— <いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成>
- 5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ————— <保護者との信頼関係に基づく対応>
- 6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する ————— <地域、関係機関等との連携>

事例 1

小学2年生を担当しているA教諭は、男子児童Bから、学級の中心人物である男子児童Cに叩かれたり、蹴られたりするという相談を受けた。A教諭はBの話丁寧に聞き、Cにも事実確認をし、学級の児童にも聞き取りをした上で、Cに指導をした。A教諭は、Cとの関係が悪くなると今後学級運営をしにくいと感じ、Cへの指導以降、意識的にCと関わりをもつようにした。

後日、B母から学校に連絡があり、「CのBへのいじめは収まっていない。BはA先生に相談したいが、A先生はCと仲が良いので、話しかけられないようだ。Bは校内に相談する人がいなくて、悩んでいる。」と副校長に伝えた。副校長は、A教諭に指導することを伝えた上で、養護教諭やスクールカウンセラーへの相談を促したが、B母は「いつ、どのように相談したらよいか分からない。2年生のBにとっては、担任に相談できないのは負担である。」と述べた。

誰にも相談できないBは、徐々に暗くなり、そのうち体調を崩す日が増えるようになった。



事例 2

放課後や休日に、金銭に関わる問題行動を起こすことの多いD中学校男子生徒Eは、学校でも不特定の生徒をいじめる行為を繰り返していた。学校は様々な保護者からEに対する苦情を再三受け、Eの対応に苦慮していた。学校は、学校の対応だけではEの改善が難しいと判断し、学校サポートチームの定例会にて、サポートメンバーに助言を求めることとした。後日開催された学校サポートチームで、スクールソーシャルワーカーや主任児童委員から、E宅への家庭訪問およびEの養育体制の確認が提案された。

数日後、Eが同学級の男子生徒Fに怪我をさせるという事案が起きた。学校は臨時の学校サポートチームを招集し、サポートメンバーから、Eの家庭はEの養育を十分できていないこと、E母もEの養育に悩んでいることの情報提供を受けた。また、スクールサポーターの提案により、警察に情報提供してEへの指導を依頼すること、子ども家庭支援センターがE宅の支援に入ることを学校と地域で共通理解した。後日、様々な関係機関が介入してEの指導およびE家庭の支援が始まった。



事例 3

生活指導主任を務め、小学5年生を担当しているG教諭はスクールカウンセラーから、全員面接の折に男子児童Hが、「クラスでいじめられている。」と話していたと聞いた。G教諭がHを呼び出し、事情を聞き取ると、Hはクラスメイトから無視されること、しばしば持ち物がなくなることを打ち明けた。G教諭はいじめ防止の授業を行い、休み時間にHと一緒に教室にいるようにすることで、いじめの解決を図った。ただ、生活指導主任という自負から、G教諭は管理職や他の教諭へ報告をしなかった。G教諭は電話でH母から「これはクラスだけの問題ではない。学校全体の問題として捉え、管理職も含めて対応してほしい。」と言われた。G教諭は、学級全体にHへのいじめを止めるように訴えたが、加害児童を特定することはできず、事態が改善することはなかった。G教諭のもとへ、他の保護者から状況の説明を求める声も挙がるようになった。



ある日、H母が学校に連絡し、副校長に事情を訴えたが、副校長は初耳だったため、H母の訴えに対し、学校としての対応および見解を述べるのができなかった。H母は副校長の電話対応から、G教諭が事情を管理職に報告していなかったことを察し、副校長に対し大声で苦情を述べた。

事例 5

L中学校の生徒会では、11月のふれあい月間に合わせて生徒会が有志を募って「いじめ撲滅隊」を結成した。活動内容は、休み時間等に不審な場面を発見した際にすぐに教師に伝えるパトロール活動、「いじめ撲滅隊通信」を発行したり各種集会時に呼びかけを行ったりする啓発活動、各学年フロアにいじめ相談箱を設置する相談活動等である。



また、L中学校では生徒会の発案により「いじめ撲滅宣言」の作成は、「いじめを起こさないためにはどうしたらよいか」というテーマのもと、個人ではなく学級または学年で話し合って作成し、掲示等を行って視覚化することで、「いじめを生まない意識の醸成」を図るようにした。

現在、「いじめ撲滅隊」加入者は、学校の生徒数の半数以上となり、それに伴い、学校の早期対応が可能となった。「いじめ撲滅隊」は、近隣の学校にも浸透してきている。

事例 4

小学3年生を担当しているI教諭は、女子児童Jが隣の席の男子児童Kに叩かれた場面を見た。しかし、二人とも笑っていたため、大したことはない判断し、放課後、I教諭はJ母から「JがKに、しばしば叩かれるようだ。気にかけてほしい。」という連絡を受けた。次の日、JとKが笑いながら会話している様子を見たI教諭は、問題はないと思い特段の対応をしなかった。その日の放課後、J母から「休み時間にJがKにまた叩かれたようだ。Jが悩んでいることを軽く捉えないでほしい。」という連絡をI教諭は受けた。翌日よりI教諭は、授業中と休み時間に関して、二人から目を離さないようにした。しかし、KがJを叩くような場面は見られなかった。I教諭はJ母が大袈裟に捉えていると思った。



数日後、J母より「掃除の時間にJがKに叩かれたようだ。Jは学校に行きたくないと言っている。Kを何とかしない限り、Jを学校に行かせない。」という連絡をI教諭は受けた。次の日から、Jは学校を欠席した。



事例 6

小学4年生を担当しているM教諭は、男子児童Nの母親から「Nが同じクラスの男子児童P、Qからいじめられ、学校に行きたくないと言っている。」と連絡を受けた。M教諭は、学年主任および管理職に報告し、翌日から数日かけてP、Qに聞き取りを行った。P、QはNへのいじめを認めた。M教諭は、N母に連絡し、P、Qがいじめを認めNに謝りたいと言っていることを伝えた。N母は、「子どもの謝罪なんていらぬ。いじめは加害保護者の責任だ。学校はP、Qの保護者を指導しろ。」と訴えた。M教諭は、P、Qの保護者にいじめの事実を伝え、N保護者への連絡および各自での謝罪を依頼した。M教諭はN母に連絡し、Nの登校について相談をした。N母は、「NはP、Qと関わりたくないと言っている。何とかしてほしい。」と訴えた。M教諭が「同じクラスのため、関わらないことは難しい。」と回答すると、N母は「ではNを学校に行かせることはできない。そもそも今回の問題は学校の対応の悪さが原因だ。」と述べた。その後、Nは欠席と別室登校を繰り返す。学校はN保護者の再三の要求に対する対応に追われ、管理職および教員は疲弊することとなった。

区内学校の取組

以下の取組を参考にして、自身や担当する学年、自校における現在の取組を「未然防止」「早期発見」「早期対応」に分けて①ページの白枠に書き出し、意見交流を行った上で、今後の取組について共通理解を図りましょう。

自身や担当する学年、自校の取組

いじめの未然防止編

■ 学級・学年目標の活用

担任と子どもで共に作る目標の中に、人間関係の向上に関する項目を入れる。本目標を、折を見て振り返り、子どもの課題意識を継続するようにする。



○学年目標
「スクラム仲間と共に学び合い、自分磨きでいこう」
◎朝会活動 友達の考えを自分の考えに生かそう
◎伝え合い 自分の思いや考えを、自信をもって表現しよう
◎高め合い みんなの力を集めて、協力して仲良く過ごそう
◎助け合い 思いやりの心をもって、人にやさしくしよう
◎いじめを 絶対に許さないという認識をもとう



■ 全校朝会校長講話におけるメッセージ

全校朝会の校長講話において、定期的にいじめ防止について校長先生が視覚的なメッセージを基に話をする。視覚的なメッセージは、全校朝会后、掲示板に掲示しておく。

■ 生徒会との連携

生徒会掲示板に取組を掲示する。



■ いじめ防止の心を育む取組

子どもが自分の思いや決意を書いたカードを所定の用紙に貼り、いじめ防止の意識を視覚化する。



〈いじめの未然防止〉

いじめの早期発見編

■ 学校相談体制の構築

子どもや保護者にいつでも相談に応じられる体制が整っていることを伝える。担任、管理職、養護教諭、SCなど、校内の相談できる窓口を複数伝えると、相談につながりやすい。



■ 子どもの変化への気付き

子どもの様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常から子どもとの関わりを深める。また、学校全体としても、共通理解をもって生活指導等の充実を図るようにする。



■ 学級担任による定期的な個人面談

月に1回、学級担任による個人面談を実施する。時間は休み時間や放課後などである。事前に子どもにアンケートを取り、アンケートの内容に基づいて面談を行う。

■ 教職員による実態把握

子どもの登校時に校門や昇降口で教職員が輪番で子どもに挨拶をしながら、子どもの様子を観察する。休み時間や放課後も教職員が当番表に基づいて校舎内外を巡回する。

〈いじめの早期発見〉

いじめの早期対応編

■ 学校いじめ対策委員会による協議

月に1回、委員会を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりする。

いじめ認知時には臨時の会を開催し、学級担任等が一人で抱え込むことのないよう、組織的に対応する。



■ 加害者への徹底した対応事例

小学生へのいたずら行為の動画がSNS上で拡散された。A中学校は動画を拡散した生徒が自校所属であることを把握し、撮影および拡散に関わった生徒全保護者に対し、動画の削除および生徒への指導に関する依頼文を配付した。A中学校は該当生徒保護者全員に連絡し、動画の削除を確実に把握した。



■ 被害側に寄り添った対応事例

左記の事例について、A校校長および生活指導担当者は被害児童宅を訪問し、被害児童および被害児童保護者に謝罪した。また、後日加害生徒および加害生徒保護者を被害児童が通うB小学校に伴い、謝罪の会を開いた。動画削除完了後、A校校長は被害児童保護者に連絡し、対応終了を告げた。被害児童保護者は対応について感謝の言葉を述べた。



〈いじめの早期対応〉

参考資料

東京都や練馬区のいじめ防止等に関する参考資料です。自校の取組状況を評価するとともに、今後の重点等について共通理解を図りましょう。

いじめの未然防止編

いじめに関する授業例

「いじめ総合対策【第2次】」下巻(平成29年2月東京都教育委員会)を参考にした授業例

- 「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」を図る特別の教科 道徳の授業
- 「互いの個性の理解」を促す特別活動
- 「望ましい人間関係の構築」を図る特別活動
- 「規範意識の醸成」を図る特別活動

SNS東京ノートを活用した自分と相手の感じ方や考え方が異なることを理解する授業

DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」を活用したいじめ防止の授業

「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」のホームページを活用したいじめ防止の授業

いじめ防止の宣言や標語等の代表作品を学級や学年で合意形成の上、決定する授業

子どもと一緒に取り組む指導例

東京都教育委員会の資料等による指導例

- 委員会の活用(放送委員会の昼放送、図書委員会の本の読み聞かせや紹介などにいじめ防止を関連させる)
- 「いじめ防止サミット」の開催(いじめ問題におけるテーマに基づいて、子どもたちが議論する)
- 「言われたらうれしい言葉」を共有し、校内全体に掲示する「心ぼかぼかプロジェクト」

練馬区教育委員会が推奨する取組

- いじめ防止啓発作品(「いじめ撲滅宣言」「いじめ防止シンボルマーク」「いじめ防止標語」「いじめ防止ポスター」)
- 「いじめ等対応支援チームからの提言」の周知および地域との連携
- 「SNS練馬区ルール」を活用したSNS学校ルール・家庭ルール作り



いじめの早期発見編

いじめに関する聞き取りのポイントおよび指導記録例

子ども同士のトラブルは、最初の聞き取りが重要となる。なぜなら、日を変えて繰り返し同じことを尋ねられると、子どもは周囲からの情報が入り交じり、正確な事実を認識しにくくなるおそれがある。そのため、子どもへの聞き取りは、原則として最初の一回で終わらせ、記録を残すことが重要となる。また、客観的・心理的な事実を確認するため、役割を決めて複数で対応することが効果的である。

対応記録を作成する場合は、「いつ、どこで、だれが、なにをした」や、「どの順番で、どの子どもに」等、具体的な内容や順番を決め記録する。対応記録の内容は、教職員間で共通理解し、どの教員でも同じような対応ができるようにする必要がある。

子どもへの聞き取り時 役割例

- ▶ 進行役
- ▶ 記録役
- ▶ 一貫して当該子どもに寄り添う役

対応全般にわたる 役割例

- ▶ 子どもへの聞き取り、指導
- ▶ 子どもへのケア、相談
- ▶ 保護者との電話対応窓口

【記録用紙 例】

被害児童・生徒名	年 組	加害児童・生徒名	年 組		
いじめの形態					
いじめの場所					
いじめの発端					
以上の内容					
記録用紙・資料の扱い					
年月日	被害児童生徒への対応	加害児童生徒への対応	加害児童生徒へのケア	おたがいの対応	その他
令和 年 月 日 ()					

※c4th書庫に格納しています。学校の実態に応じて、ご活用ください。

いじめの早期対応編

発見後の早期対応のポイント

いじめの発見に伴い、早期対応がとて重要となる。早期対応でつまずき、子どもや保護者と信頼関係を築けず、その後対応に苦慮するケースは多々ある。以下のポイントを踏まえて、早期対応を行う必要がある。

徹底的な事実確認

- ・ 被害者、加害者、関係者クラスメイト、教員に対して
- ・ 時系列に整理

加害側への指導

- ・ 行為についての指導
- ・ 反省の促進
- ・ 複数の教員で対応

迅速な報告

- ・ 管理職、保護者に対して
- ・ 根拠に基づいて報告
- ・ 今後の見通しを報告
- ・ 対応策の共通理解

早期対応後も、丁寧な対応の継続

- 複数による子どもの見守り
- 該当保護者への定期的な報告
- 記録の蓄積と共有
- 定期的ないじめ対策委員会の開催
- 今後の方針や改善策の検討

関係機関との連携

(いじめ総合対策【第2次】上巻(平成29年2月東京都教育委員会))

保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

- 「学校サポートチーム」の開催
- 地域自治体の会合等の機会に「学校いじめ防止基本方針」の説明
- 学校ホームページへの活動の掲載
- 登下校時等の学校外での子どもの見守り、声かけの依頼

子どもの心のケア

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教員以外の人材への相談方法について、保護者会や文書等で保護者に周知する。

外部の専門家等の活用

加害者への指導や保護者対応が困難な場合、警察や法律、心理、医師等の専門家の助言を受けたり、児童相談所等と連携を図ったりしながら、対応していく。